

帝塚山大学大学院学則

〔制定 平成3年4月1日
〔最近改正 令和4年4月1日〕〕

目 次

| | | |
|------|---|-------------|
| 第1章 | 総 則 | 第1条～第5条 |
| 第2章 | 学年, 学期及び休業日 | 第6条 |
| 第3章 | 教育方法等 | 第7条～第10条の2 |
| 第4章 | 課程の修了及び学位の授与 | 第11条～第16条の2 |
| 第5章 | 入学, 留学, 休学及び退学等 | 第17条～第25条 |
| 第6章 | 学費その他 | 第26条 |
| 第7章 | 科目等履修生, 聴講生, 特別聴講学生, 研究生, 研修生, 交換留学生及び外国人留学生 | 第27条 |
| 第8章 | 教員組織 | 第28条 |
| 第9章 | 運営組織 | 第29条～第33条 |
| 第10章 | 教育職員免許状 | 第34条 |
| 第11章 | 学生の賞罰 | 第35条 |
| 第12章 | 学則改廃 | 第36条 |
| 附 則 | | |